

料金表

通則

(料金表の適用)

- 1 インターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

(料金の変更)

- 2 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加算)

- 3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免について)

- 4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表 I 利用料・工事費等

第 1 表 利用料等

1 利用料

1-1 適用

利用料の適用については本サービス契約約款第 28 条（利用料等の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

利用料の適用	
(1) 利用の休止に係る料金額の適用	当社は、契約者から契約約款第 23 条（インターネット接続サービスの利用の休止）の規定に基づき、インターネット接続サービスの利用の休止を行った場合は、1-2（料金額）の規定の額にかかわらず、1-3（利用休止に係る料金額）の規定の額を適用致します。ただし、契約者グループを設定した場合の契約者を除きます。
(2) インターネット接続サービスの提供の形態による区分に係る料金の適用等	1 の契約者グループに係る契約者回線の数、当社が指定する同一の建物内に終端がある別に定める戸数以上で、かつ全戸数となるもの（当社が指定する同一の建物内の別に定める戸数以上で、かつ全戸数の契約者回線に係る回線終端装置の工事を行うものに限り、）であって、代表者からの契約申込又は変更の請求により、当社が契約者グループを設定するものに適用致します。 備考 1. 代表者は、その契約者グループに係る契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者であって、かつ料金その他の債務を別に定めるところにより契約者と負担する者であり、1 の契約者グループにつき 1 人とし、 2. 契約者グループに属する契約者回線について、代表者が契約者グループの設定の解除を行う場合、または第 15 条（当社が行う契約の解除）を準用し、当社が契約者グループの設定の解除を行う場合は、あらかじめ契約者グループに係る契約者に通知します。この場合の料金額（月額）は、1-2. 料金額 インターネット接続サービス（イ）の料金額の規定にかかわらず、（ア）のものとみなして適用致します。 3. 契約者グループに係る契約者は、インターネット接続サービスに係る区分の変更を行うことはできません。

1-2 料金額

- ① インターネット接続サービスには、次表の品目及び、提供の形態による区分があります。ただし、当社が特に認めた場合を除き、次表の品目に「新規申込受付終了」と示すサービスについて、新たな申込みの受付および変更の承諾を行いません。

なお、当社がサービス提供の維持のため特に必要と認める端末接続装置の交換を行う場合で、かつ、交換後設置される端末接続装置が J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置である場合は、次表に規定する当該端末接続装置に係る加算額の支払いは要しません。

品目	内容	区分	単位	料金額（月額）
12M コース （新規申込 受付終了）	下り速度上限を 12Mbps、上り速度上 限を 2Mbps とするサ ービス	なし	1 の契約者回 線ごとに	3,160 円 （税込 3,476 円）
		J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置を使用する場合は、 500 円（税込 550 円）を追加します。		
12M コース （移行用） （新規申込 受付終了）	下り速度上限を 12Mbps、上り速度上 限を 2Mbps とするサ ービス	なし	1 の契約者回 線ごとに	2,180 円 （税込 2,398 円）
		J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置を使用する場合は、 500 円（税込 550 円）を追加します。		
40M コース （新規申込 受付終了）	下り速度上限を 40Mbps、上り速度上 限を 2Mbps とするサ ービス	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回 線ごとに	4,160 円 （税込 4,576 円）
		(イ) 契約者グループ（当社 が指定する同一の建物内 に終端がある契約者回線 に係る契約者からなるグ ループをいいます。）を設 定して提供するもの	1 の契約者回 線ごとに	2,560 円 （税込 2,816 円）
		区分にかかわらず、J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続装 置を使用する場合は、500 円（税込 550 円）を追加します。		
120M コー ス（移行用） （新規申込 受付終了）	下り速度上限を 120Mbps、上り速度上 限を 10Mbps とする サービス	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回 線ごとに	5,160 円 （税込 5,676 円）
		(イ) 契約者グループ（当社 が指定する同一の建物内 に終端がある契約者回線 に係る契約者からなるグ ループをいいます。）を設 定して提供するもの	1 の契約者回 線ごとに	3,160 円 （税込 3,476 円）
		区分にかかわらず、J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続装 置を使用する場合は、500 円（税込 550 円）を追加します。		

120M コース (新規申込 受付終了)	下り速度上限を 120Mbps、上り速度上 限を 10Mbps とする サービス※注 1	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回 線ごとに	5,680 円 (税込 6,248 円)
		(イ) 契約者グループ (当社 が指定する同一の建物内 に終端がある契約者回線 に係る契約者からなるグ ループをいいます。) を設 定して提供するもの	1 の契約者回 線ごとに	3,480 円 (税込 3,828 円)
		区分にかかわらず、J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続装 置を使用する場合は、500 円 (税込 550 円) を追加します。		
320M コース	下り速度上限を 320Mbps、上り速度上 限を 10Mbps とする サービス※注 1	(ア) (イ)以外のもの	1 の契約者回 線ごとに	6,180 円 (税込 6,798 円)
		(イ) 契約者グループ (当社 が指定する同一の建物内 に終端がある契約者回線 に係る契約者からなるグ ループをいいます。) を設 定して提供するもの	1 の契約者回 線ごとに	3,780 円 (税込 4,158 円)
		① 区分にかかわらず、J:COM Wi-Fi サービス対応型の端末接続 装置を使用する場合は、500 円 (税込 550 円) を追加します。 ② 高機能 Wi-Fi モデムを契約し使用する場合は、700 円 (税込 770 円) を追加します。ただし、1-4 高機能 Wi-Fi モデム特 別料金について に定める条件でご契約された場合は、200 円 (税込 220 円) になります。		
J:COM ライ トネット (新規申込 受付終了)	下り速度上限を 256kbps、上り速度上 限を 128kbps とする サービス	なし	1 の契約者回 線ごとに	2,930 円 (税込 3,223 円)
光 12M コー ス ※注 3	下り速度上限を 12Mbps、上り速度上 限を 12Mbps とする サービス	なし	1 の契約者回 線ごとに	3,660 円 (税込 4,026 円)
		Wi-Fi 対応型の光回線終端装置 (ONU) の利用料 500 円 (税込 550 円) を含みます。		
光 1G コース ※注 3	下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限 を 1Gbps とするサー ビス	なし	1 の契約者回 線ごとに	6,680 円 (税込 7,348 円)
		Wi-Fi 対応型の光回線終端装置 (ONU) を標準提供します。		

光 1G コース on au ひかり	下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限 を 1Gbps とするサー ビス	戸建住宅、または当社が特 に認めた世帯	1 の契約者回 線ごとに	6,680 円 (税込 7,348 円)
		Wi-Fi 対応型の端末接続装置を標準提供します。		
1G コース※ 注 2	下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限 を 100Mbps とするサー ビス	なし	1 の契約者回 線ごとに	6,680 円 (税込 7,348 円)
		① Wi-Fi 対応型の端末接続装置を標準提供します。 ② 高性能 Wi-Fi モデムを契約し使用する場合は、200 円 (税込 220 円) を追加します。		

※熊本局は J:COM ライトネットの適用はありません。

※12M コース（移行用）および 120M コース（移行用）の適用は熊本局に限ります。

※注 1 端末接続装置の変更が必要な場合があります。

※注 2 本品目は熊本局、福岡局、北九州局の一部エリアに限ります。

※注 3 本品目は福岡局の一部エリアに限ります。

② 学校向けに提供するインターネット接続サービスには、次表の品目があります。

品目	内 容	単 位	料金額（月額）
320M コース（固定 IP サービス）	下り速度上限を 320Mbps、上り速度上限を 10Mbps とするサービス	1 の契約者回線ごとに	15,000 円（税込 16,500 円）

また、次の品目に関しては、新規加入申し込みの受付を停止します。

品目	内 容	単 位	料金額（月額）
学校向けインターネット 接続サービス （タイプ 1）	下り速度上限を 24Mbps、上り速度上限を 2Mbps とするサービス	1 の契約者回線ごとに	10,000 円 (税込 11,000 円)
学校向けインターネット 接続サービス （タイプ 2）	下り速度上限を 24Mbps、上り速度上限を 256kbps とするサービス	1 の契約者回線ごとに	5,000 円 (税込 5,500 円)
学校向けインターネット 接続サービス （タイプ 3）	下り速度上限を 40Mbps、上り速度上限を 2Mbps とするサービス	1 の契約者回線ごとに	12,500 円 (税込 13,750 円)
学校向けインターネット 接続サービス（タイプ 4）	下り速度上限を 160Mbps、上り速度上限を 10Mbps とするサービス	1 の契約者回線ごとに	15,000 円 (税込 16,500 円)

③ 集合住宅における提供条件が個別の契約により定められている場合、その定めるところによります。

1-3. 利用の休止に係る料金額

サービスの種類	単 位	料金額（月額）
インターネット接続サービス	1 の契約者回線ごとに	1,500 円（税込 1,650 円）

1-4 高機能 Wi-Fi モデム特別料金について

次の対象プランのいずれかにご契約されている場合は、高機能 Wi-Fi モデムを月額料金 200 円（税込 220 円）（※1）でご利用いただけます。

対象プラン
スマートお得プラン（TV+NET+PHONE コース）※2 スマートお得プラン（TV+NET コース）※2 もっとスマートお得プラン（TV+NET+PHONE コース）※2 スマートお得セレクト（TV+NET+PHONE コース）※2 スマートお得セレクト（TV+NET コース）※2 ※1 お得 NET にご契約されている場合は、追加料金なしでご利用いただけます。 ※2 対象となる NET サービスの品目は、320M コース・1G コースです。

2 付加機能使用料

2-1 適用

付加機能使用料の適用については、本サービス契約約款第 28 条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。

2-2 付加機能の種類等

区 分	提供条件
① 電子メール機能	契約者が電子メール（メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができる機能をいいます。 ① 当社は、1 の契約者回線につき 5 までのメールアドレスを提供します。ただし、学校向けインターネット接続サービス（ただし、320M コース（固定 IP サービス）に限る）は 1 つの契約者回線につき、50 個までのメールアドレスを提供します。 ② 当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの変更、その他電子メールの利用内容の変更を行います。 ③ 電子メール機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、前①により提供する 1 のメールアドレスにつき 15 ギガバイトとし、情報の蓄積期間は 365 日間とします。 ④ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただく事があります。 ⑤ ④の規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

② インターネット ネットワーク アドレス追加 機能	契約者が、インターネットネットワークアドレスを追加して、利用することができる機能をいいます。	① 当社は、1 のインターネット接続サービスの契約者回線につき3までのインターネットネットワークアドレスを提供します。 ② 当社は、1 の学校向けインターネット接続サービス（ただし、320M コース（固定 IP サービス）に限る）の契約者回線につき7までのインターネットネットワークアドレスを提供します。学校向けインターネット接続サービス（タイプ1およびタイプ2、タイプ3、タイプ4）の契約者回線については7までのインターネットアドレスを提供します。 ③ 当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、インターネットネットワークアドレス追加機能の利用内容の変更を行います。
③ セキュリ ティパッ ケージ (ウイル ススキャン 機能)	本接続サービスにおいて、契約者が利用する電子メール機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに対して、コンピュータウィルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のうち一つ以上有するもの。以下「ウィルス」といいます。）が含まれる場合に、ウィルスの検知及び駆除又は削除する機能をいいます。	① 契約者は、別に定める当社所定の方法により、請求をしていただきます。 ② 当社は、①電子メール機能の提供条件欄 第①項に基づき、付与されたメールアドレスに対し、当機能を提供します。 ③ 当社は、②の規定により、当機能の提供を受けるメールアドレスの変更請求があったときは、別に定める当社所定の方法により、再度請求をしていただきます。 ④ 当社は、①電子メール機能の提供条件欄 第④項に基づき、メールアドレスを変更していただくときで、あらかじめそのことを契約者にお知らせした場合には、契約者は、別に定める当社所定の方法により、再度請求をしていただきます。 ⑤ 当社は、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウィルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウィルスは、ウィルスの検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル（ウィルスを検知するため、各々のウィルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウィルスのみとします。 ⑥ 当機能は、ウィルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを一切保証するものではありません。 ⑦ 当機能のその他の提供条件等については、当社が別に定めるところによります。

④ ペア レン タル コン トロ ール 機能	契約者が、インターネット上のホームページを閲覧する場合において、契約者自らが閲覧できるサイトを限定し、またはそれを解除することができる機能をいいます。	① 契約者は、別に定める当社所定の方法により、登録をしていただきます。ただし、別に定めるサービスの利用に際し、すでに登録をしている場合には、新たな登録は省略することができます。 ② 当社は、①の登録を行った契約者に契約者識別符号（契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）及び契約者識別符号に付随する暗証符号（英字及び数字の組み合わせをいいます。以下、契約者識別符号とあわせて、「契約者識別符号等」といいます。）を付与します。 ③ 契約者は、契約者識別符号等の変更請求及び失念があったときは、別に定める当社所定の方法により、再度登録をしていただきます。 ④ 契約者は、当社所定の方法により、別に定めるソフトウェアのダウンロードをしていただきます。 ⑤ 契約者は、ダウンロードしたソフトウェアを用いて、当社が設けた基準に従い当社が分類したカテゴリやレベルを指定することにより、一定のサイトへの経路を遮断することができます。ただし、遮断可能なサイトは、遮断時において、別に定めるデータベースに登録されているサイトに限ります。 ⑥ 当機能は、サイトの遮断システムとして、完全な機能を果たすことを一切保証するものではありません。 ⑦ 当機能のその他の提供条件等については、当社が別に定めるところによります。
---	---	---

2-3. 料金額

種 別	単 位	料金額（月額）
電子メール機能	1 の契約者回線ごとに	無料
インターネットネットワークアドレス追加機能	1 のインターネット接続サービスの契約者回線につき、1 の追加インターネットネットワークアドレスごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
セキュリティパッケージ (ウィルススキャン機能)	1 の契約者回線ごとに	無料
ペアレンタルコントロール機能	1 の契約者回線ごとに	無料

J:COM NET サービス

3 解除料

3-1 削除

3-2 削除

第2表 手続きに関する料金等**1 適用**

手続きに関する料金等の適用については本サービス契約約款第 29 条（手続きに関する料金等の支払義務）および第 35 条（延滞処理）第 1 項によります。

2 料金額**2-1 契約事務手数料**

区 分	単 位	料金額
契約事務手数料	1 の手續ごとに	2,800 円（税込 3,080 円）

2-2 パスワードの変更等手数料

区 分	単 位	料金額
パスワード変更等手数料	1 の手續ごとに	別に算定する実費相当額

2-3 地位の承継処理に伴う手数料

区 分	単 位	料金額
地位の承継処理手数料	1 の手續ごとに	別に算定する実費相当額

2-4 サービス品目変更手数料

区 分	単 位	料金額
サービス品目変更手数料 ※注 1	1 の手續ごとに	別に算定する実費相当額

2-5 延滞処理に伴う手数料

区 分	単 位	料金額
延滞手数料	1 の契約者回線ごとに	600 円（税込 660 円）

2-6 その他の手続きに関する手数料

区 分	単 位	料金額
手数料	1 の手續ごとに	別に算定する実費相当額

注 1 契約者が当社が別に定めるサービス品目の変更を、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受けるために申込む場合には、サービス品目変更手数料を無料にします。ただし、既に KDDI または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスの条件を満たす契約者が、いずれか他のコースへ変更する場合には、料金表に定める通りの料金額を適用します。

第3表 工事に関する費用

1 適用

工事に関する費用の適用については本サービス契約約款第 30 条（工事に関する費用の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。
新規契約時の工事費の分割払い	契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます。）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。
分割払いの適用について	1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不相当と判断したとき。 2. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社が別に定めるものとします。 3. 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。 (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分 of 申立て又は滞納処分を受けたとき。 (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社が別に定める場合を除き、当社はその工事費残額を一括請求します。

2 料金額

2-1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事※注 1	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の利用開始に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-2 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
契約の解除に関する工事 ※注 1	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の解除に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-3 サービス品目変更に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
サービス品目変更に関する工事 ※注 2	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-4 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

区 分	単 位	料金額
その他工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

注 1 契約者または加入申込者が移転の際の申告により、別記に定める特定事業者および協力事業者からの紹介にて当社が提供するサービスに契約する場合、または当社が提供するサービスの契約を解除する場合であって、解除と同時に特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合には、当社が定める料金表の本サービスの利用開始または契約の解除に関する工事費を無料にします。

注 2 契約者が当社が別に定めるサービス品目の変更を、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受けるために申込み場合には、サービス品目変更に関する工事費を無料にします。ただし、既に KDDI または沖縄セルラー電話株式会社の au (WIN) 通信サービス契約約款または au (LTE) 通信サービス契約約款に定める特定サービスの条件を満たす契約者が、いずれか他のコースへ変更する場合には、料金表に定める通りの料金額を適用します。

第4表 損害金**1 適用**

損害金の適用については本サービス契約約款第6条（契約者回線の終端）第3項に定めるところによります。

2 損害金の額

区 分		単 位	料金額(不課税)
端末接続装置	ライトネット、12M コース、40M コース および学校向けインターネット接続サ ービス（タイプ 1 およびタイプ 2 およ びタイプ 3）用のもの	1 台ごとに	-
	120M コース、120M コース（移行用）、 320M コースおよび学校向けインターネ ット接続サービス（320M コース（固定 IP サービス）およびタイプ 4）用のも の	1 台ごとに	1,000 円
	光 12M/1G コース用のもの（Wi-Fi 対応 型の光回線終端装置（ONU）	1 台ごとに	7,000 円
	光 1G コース on au ひかり用のもの（HGW）	1 台ごとに	11,000 円
	光 1G コース on au ひかり用のもの （D-ONU）	1 台ごとに	5,000 円
	1G コース用のもの	1 台ごとに	10,000 円
J:COM Wi-Fi サービス対 応型の端末接続装置	12M コース、40M コース、120M コース、 120 コース（移行用）および 320M コー ス用のもの	1 台ごとに	2,000 円
高機能 Wi-Fi モデム		1 台ごとに	10,000 円

第5表 端末機器修理費**1 適用**

端末機器修理の適用は、第31条（端末機器に関する費用の支払義務）に定めるところによります。

2 損害金の額

実費相当額とします。